

令和元年12月19日

奨学金制度に関する最近の施策

- | | | | |
|-------------------------------|--------|--|---------|
| 1. 給付奨学金の拡充
(高等教育の修学支援新制度) | (P. 2) | 7. 進学マネー・ハンドブック、進学資金シミュレーター、奨学金貸与・返還シミュレーション | (P. 10) |
| 2. 令和元年度 奨学金事業 採用状況 | (P. 3) | 8. 都道府県等との連携 | (P. 11) |
| 3. 令和2年度奨学事業予算要求の概要 | (P. 4) | 9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開 | (P. 12) |
| 4. 所得連動返還方式 | (P. 5) | | |
| 5. マイナンバー(個人番号)の収集と利用 | (P. 7) | | |
| 6. スカラシップ・アドバイザーの派遣について | (P. 8) | | |

1. 給付奨学金の拡充（高等教育の修学支援新制度）

高等教育の修学支援新制度

- 【対象となる学校種】 国又は自治体による要件確認を受けた
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(令和2年度の在學生[既入学者も含む]から対象)
- 【支援の内容】 給付奨学金の支給の拡充 及び 授業料等減免制度の創設
(JASSOはこのうち給付奨学金の支給を担当)
- 【その他】 第一種(無利子)奨学金と併用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整される

【制度開始までのスケジュール】

令和元年 5月	修学支援法成立
6月～	予約採用の 募集開始
9月	対象大学等公表
11月	在学中の者の 募集開始
令和2年 4月	支援開始

給付月額の例

区分(高専除く通常の課程)		給付月額※
国公立	自宅生	9,800～29,200円
	自宅外生	22,300～66,700円
私立	自宅生	12,800～38,300円
	自宅外生	25,300～75,800円

※支援の区分は、毎年の適格認定によって見直されます。(給付月額が変動したり、支給が止まることがあります。)

対象者の主な要件(基準)

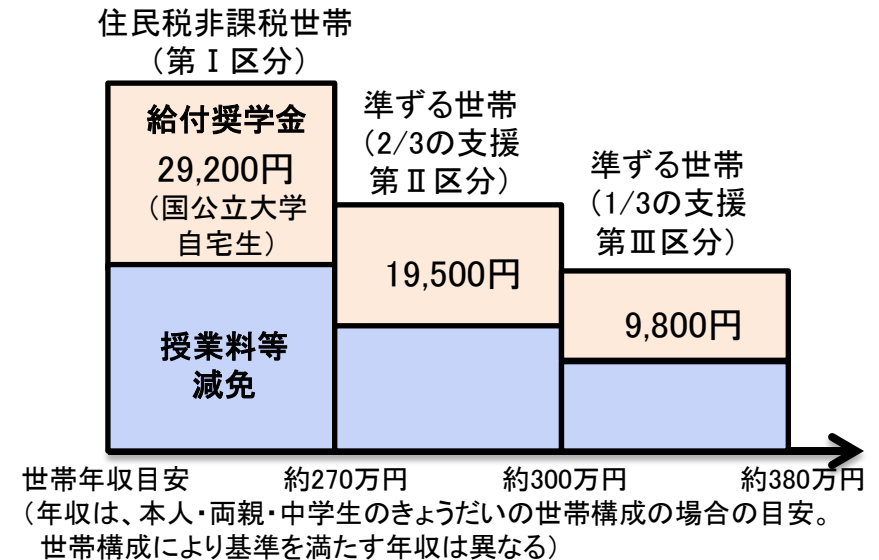
(1) 家計に係る基準

収入基準と資産基準について、いずれも一定額以下であること。

(2) 学業等に係る基準

評定平均値が3.5以上であること 又は 学習意欲等が確認できること(高校生等が予約採用に申し込む場合)。

【収入基準による支援の区分と給付月額のイメージ】



2. 令和元年度 奨学金事業 採用状況

■ 給付奨学金

- ◆ 令和元年度採用（現行給付奨学金） [給付対象者：20,000人]

10月までの累計で、18,918人（2,667校）の採用を決定した。

- 令和2年度進学予定者を対象とする予約採用（新たな給付奨学金） [適格者全員採用]

6月中旬より採用候補者の推薦を受け付けた。

審査・選考のうえ採用候補者を11月下旬以降順次決定する。

■ 貸与奨学金

- ◆ 第一種奨学金の採用状況

194,472人（4月～10月累計、前年度比 約1,705人の減）

- ◆ 第二種奨学金の採用状況

224,743人（4月～10月累計、前年度比 約5,121人の増）

3. 令和2年度奨学事業予算要求の概要

予算額

(単位: 億円)

区 分		令和元年度	令和2年度要求	比較増△減	
事業費合計 (A+B+C)		10,638	-	-	
給付	事業費総額 (A)	152	-	-	
	財源 国庫補助金	140	-	-	
(無利息) 第一種	事業費総額 (B)	3,724	4,091	367	
	財源	政府貸付金	1,029	1,406	377
		民間資金借入金	328	456	128
		返還金等	2,367	2,605	238
	償還分	0	△ 376	△ 376	
(利息付) 第二種	事業費総額 (C)	6,762	7,586	823	
	財源	財政融資資金	6,694	6,564	△ 130
		財投機関債	1,200	1,200	0
		借入金償還等 (返還金)	△ 1,132 (5,876)	△ 178 (6,514)	953 (638)
		利子補給金	0	1	0

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

予算人員

(単位: 万人)

区 分	令和元年度	令和2年度要求	比較増△減
合計	137.2	-	-
給付奨学金	4.1	-	-
第一種奨学金	56.6	56.6	0.0
第二種奨学金	76.5	86.3	9.8

※合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

4. 所得連動返還方式 ①概要

1. 所得連動返還方式とは

- 返還月額が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて変動する方式

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額

※ 経済的事情により返還困難な場合は、願出により最低返還月額（2,000円）での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額（所得の9%÷12の金額）

2. 適用条件

- 平成29年度以降、第一種奨学金に採用となった奨学生
- 機関保証を選択していること
- マイナンバー（個人番号）を提出していること

3. 選択の時期

- 申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかの返還方式を選択
- 貸与中は返還方式を自由に変更可能、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能

4. 選択状況

- 平成29年度末時点…15.7%
- 平成30年度末時点…15.6%

参考：定額返還方式を選択した主な理由（令和元年度4～6月採用者へのアンケートより）

- ・所得に左右されず一定の返還月額で返還したかったから…70.4%※
- ・親や高校の先生などから定額返還方式を勧められたから…42.4%※

※定額返還方式選択者のうち、上記回答を選択（複数回答可）した者の率

4. 所得連動返還方式 ②返還月額イメージ

モデル

第一種奨学金を私立・大学・自宅生として4年間利用した場合 → 貸与総額 2,400,000円 (50,000円 × 48月)

1. 定額返還方式の返還例

返還月額・返還期間は貸与総額によって決定

返還月額…13,333円

返還期間…180ヶ月 (15年)

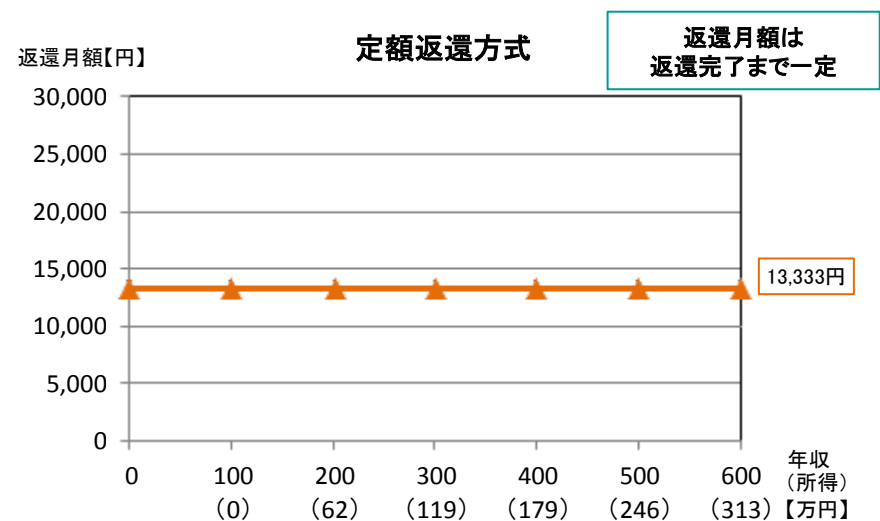
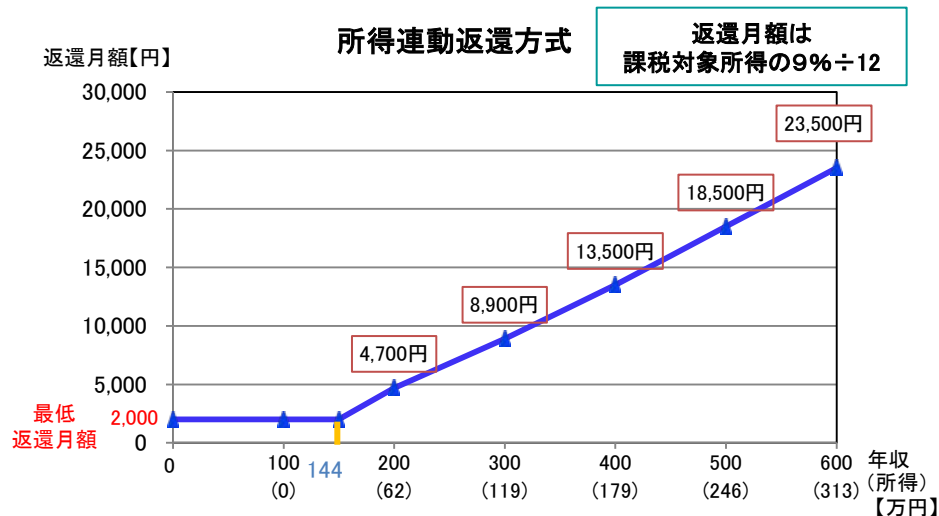
2. 所得連動返還方式の返還例

返還月額・返還期間は前年の所得に応じて変動

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額 (13,333円 / 2 = 6,666円) (小数点未満切捨て)

※経済的な事情により返還が困難な場合は、願出により最低返還月額 (2,000円) での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額 (課税対象所得の9%を年額とした月割の金額)



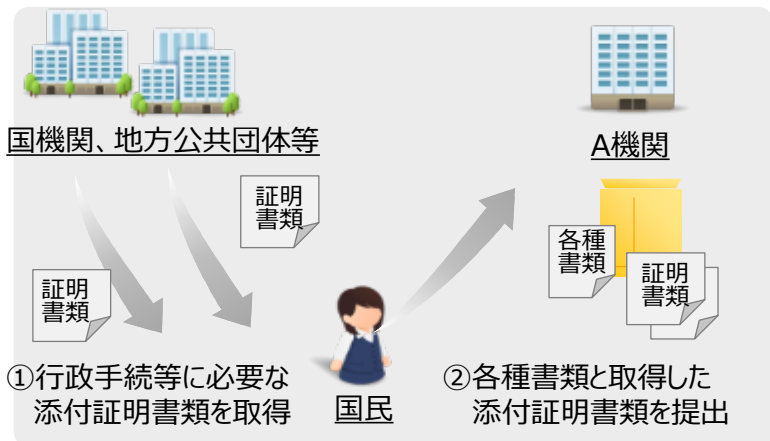
5. マイナンバー（個人番号）の収集と利用

マイナンバー(個人番号)制度

- ・国民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現のために導入された制度。
- ・JASSOも法令の範囲内でマイナンバーを収集し、利用することが認められている。
- ・これにより、奨学生(返還者)はこれまで各種手続きに必要なだった証明書類の一部の提出を省略できる。
JASSOでは、紙の証明書類に代わって得た情報を機械的に処理し、効率的な事務処理を行うことができる。

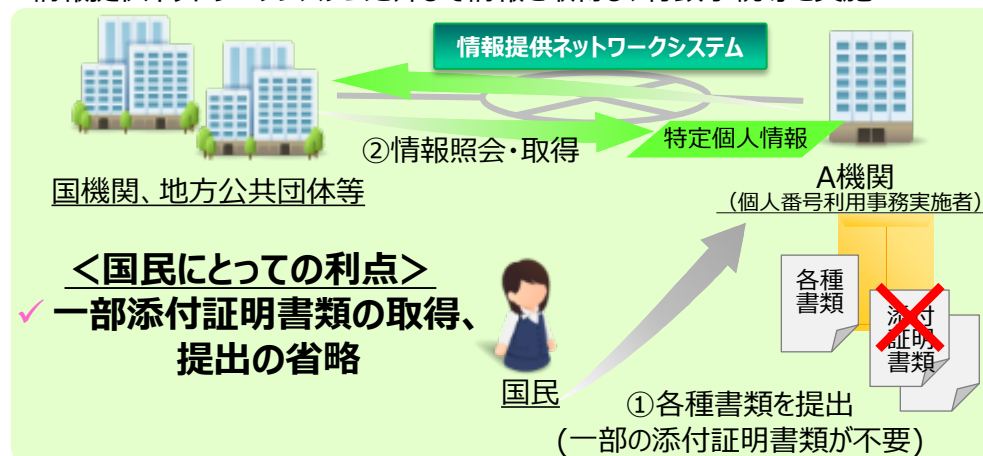
従前

国民から添付証明書類を取得し、行政手続等を実施



マイナンバー制度の導入

情報提供ネットワークシステムを介して情報を取得し、行政手続等を実施



JASSOで活用している事務処理の例

- ①採用: 生計維持者の所得等の情報を、採用の審査に利用する。
- ②所得連動返還方式: 返還者やその扶養者の所得の情報で、所得に応じた割賦額を算定する。
- ③減額返還・返還期限猶予: 返還者本人の所得や医療保険等の情報で、経済困難事由等を審査する。
- ④住所調査等: 住所不明者が生じた場合等に、最新の住民票情報を取得する。

※マイナンバーを含む情報の取扱いについては厳格に法令で規定されており、予め認められた範囲でのみ利用することができる。
なお、学校等がマイナンバーを取り扱うことはできない。

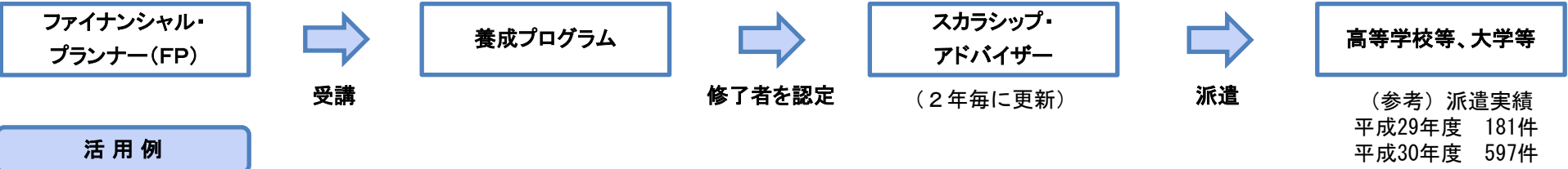
6. スカラシップ・アドバイザーの派遣について

目的

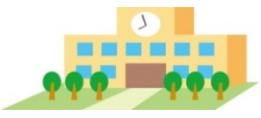
スカラシップ・アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)が
 ○進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安を軽減させる。
 ○高校生やその保護者などが、安心して奨学金を利用するための知識を提供する。

概要

日本学生支援機構が、高等学校等や大学等、あるいは、PTAや教育委員会、社会福祉団体等からの申込みに基づき、高校生やその保護者を対象とした学校行事等にアドバイザーを派遣し、進学のための資金計画の説明や奨学金の説明を行う「奨学金等進学資金ガイダンス」を開催する。




活用例



学校主催
(高等学校等、大学等)

①高等学校等: 「総合的な学習の時間」放課後や長期休業期間中に開催される進学説明会 等

②大学等 : 高校生等向けの学校説明会 オープンキャンパス 等



その他主催
(PTA・教育委員会等)

○教育委員会等 : 各教育委員会の進学説明会、PTAセミナー 等

○学校 : PTA主催の親子向けの説明会 等

○福祉団体 : 福祉団体(社会福祉協議会)主催の進学のための教育資金の説明会 等

○児童養護施設等 : 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等での進学を希望する在在所向け行事 等

所要時間	「奨学金等進学資金ガイダンス」内容
30～90分程度	全体説明 ・大学等への進学のための資金計画(奨学金事業の概略の説明を含む。)の説明 ・資金計画の作成方法の説明(参加者による資金計画の作成を含む。) ・質疑応答
30～90分程度 (※「全体説明」50分以上での申込みで、希望がある場合に限る。)	個別相談 ・資金計画の作成への助言等 ・質問対応等

6. スカラシップ・アドバイザーの派遣について

(1) 事業拡大に向けた取組、サービス向上に資する取組

- 平成30年度から大学等における高校生等を対象にしたオープンキャンパス等への派遣を開始
- 平成30年度から社会福祉団体等における進学のための教育資金説明会等への派遣を開始

(2) 令和元年度スカラシップ・アドバイザー更新プログラム

- 令和元年7月1日から8月31日の期間にe-learningを実施（対象者2,557名）
- 1,969名を更新。平成30年度認定者を含めると、現在のスカラシップ・アドバイザーは2,367名

(3) 派遣件数(予定含む、令和元年11月5日時点)

1,516件

【内訳】

令和元年度以降派遣件数：738件(派遣済 665件、派遣予定 73件)

＜学種等別内訳＞

高校等	: 481件
大学等	: 199件
その他(法人等)	: 58件

平成29年度派遣件数：181件、平成30年度派遣件数：597件

進学マナーハンドブック

- 高等学校等の教員の皆様方が、生徒やその保護者に対して、大学・短期大学・専修学校(専門学校)への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、必要な情報をイラストや図で分かりやすく説明した冊子です。
- 冊子を読み進めることで、進学等のためのマネープランの考え方の概略から、マネープランの立て方、実際に奨学金を利用する方法までが理解できるようになっています。令和元年版に新たな給付奨学金についての説明が追加されました。



進学資金シミュレーター

- WEB上で必要事項を入力することにより、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションを行えるシミュレーターです。

- 次の2種類のシミュレーションがあります。

・学生生活費シミュレーション

例示された平均的な費用を参考に学生生活を送るための収入と支出を入力することにより、必要な経費について理解を深めることができます。

・奨学金選択シミュレーション

保護者の年収、世帯構成、兄弟の修学状況等を入力することにより、利用可能な奨学金を診断できます。

令和元年5月より給付奨学金シミュレーション機能が追加されました。



奨学金貸与・返還シミュレーション

- 貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができます。



1. 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、新たな給付奨学金制度の周知及び奨学金制度や手続き等にかかる理解の増進や貸与奨学金の返還意識の涵養を図るため、各都道府県の教育委員会等との共催または機構主催の高校教員等を対象とした説明会等において、奨学金に関する説明及び資料配付を実施。

◆実施状況（令和元年5～6月）

- ① 高等学校の事務担当者向けの説明会（共催・主催）の実施（11都道府県、18回開催）
- ② 都道府県が開催する説明会等への職員派遣（19県、21回開催）
- ③ 都道府県が開催する説明会等への資料配布（17県、17回開催）

なお、そのほかに高等学校PTA連合会主催の総会及び地方大会において資料配付を実施（6～8月）

2. 地方公共団体の返還支援が拡大

○ 各県独自の施策として返還支援の取組の状況

平成27年度 第1号：山口県 令和元年11月現在 27都県、42市町村

- ①各県（基金設置団体）と情報のやり取りのため、機構ホームページに「会員ページ」を開設。（平成26年度～）
- ②機構HPから希望のある県、市のホームページへのリンク。

9. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開

○機構ホームページ上に平成29年4月より情報公開を開始(平成27年度末時点の情報)。

○令和元年7月に、平成29年度末時点のデータに更新。

【情報公開の目的】(機構ホームページより)

(独)日本学生支援機構(以下、機構)奨学金には多額の公的資金が投入され、貸与を受けた方からの返還金と併せて、次の世代の奨学生に奨学金を貸与するための資金として活用され、多くの学生を支えています。

次の世代の学生にしっかりと奨学金をつないでいくためにも、返還者となった奨学生が延滞状態にならないようにすること、また仮に延滞状態となってしまった場合であっても、その状態が長期間に及ばないようにしなければなりません。

そのためには、各学校と機構が連携・協力し、奨学生に対して、借り過ぎることなく適切な貸与額を選択させるための指導、返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する理解を深める等、在学中の指導を徹底することが何よりも大事なことです。

学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開は、各学校と機構との連携・協力による取組の成果を広く社会に明らかにすることを通じて、独立行政法人として納税者たる国民の皆様への説明責任を果たすとともに、各学校におけるこれらの取り組みを支援することを目的としています。

なお、ここで明らかになる情報は、各学校の一側面を表しているもので、状況を相対的に比較できるものではないことにご注意ください。